

行政組織の改編に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市訓令第3号

行政組織の改編に伴う関係訓令の整備に関する訓令
(鴨川市文書管理規程の一部改正)

第1条 鴨川市文書管理規程(平成17年鴨川市訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「鴨川市行政組織規則(平成18年鴨川市規則第20号)第5条第1項」を「鴨川市行政組織条例(平成17年鴨川市条例第12号)第2条」に改め、「、清掃センター」を削る。

第6条第1項中「企画総務部総務課行政係」を「総務課行政係」に改め、同条第2項第8号を削り、同項第9号を同項第8号とする。

別表を次のように改める。

別表(第15条関係)

課	記号
企画政策課	企政
総務課	総
財政課	財
税務課	税
危機管理課	危
市民生活課	市生
環境課	環
衛生センター	衛
健康推進課	健
福祉課	福
子ども支援課	子
農林水産課	農水
商工観光課	商観
都市建設課	都建
スポーツ振興課	ス
天津小湊支所	天支

(鴨川市の公印に関する規程の一部改正)

第2条 鴨川市の公印に関する規程(平成17年鴨川市訓令第4号)の一部を次のように改正する。

別表2専用公印の表市長印清掃センター専用の項及び市長職務代理者印清掃センター専用の項を削る。

(鴨川市情報ネットワーク運用管理規程の一部改正)

第3条 鴨川市情報ネットワーク運用管理規程(平成17年鴨川市訓令第6号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「企画政策課長」を「総務課長」を改める。

(鴨川市広報広聴事務規程の一部改正)

第4条 鴨川市広報広聴事務規程(平成17年鴨川市訓令第11号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「企画総務部総務課秘書広報室広報広聴係」を「総務課秘書デジタル広報室」に、「広報広聴係」を「デジタル広報室」に改め、同条第2項中「広報広聴係」を「デジタル広報室」に改める。

第4条第2項から第4項までの規定中「広報広聴係」を「デジタル広報室」に改める。

(鴨川市職員服務規程の一部改正)

第5条 鴨川市職員服務規程(平成17年鴨川市訓令第21号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「鴨川市行政組織規則(平成18年鴨川市規則第20号)第5条第1項」を「鴨川市行政組織条例(平成17年鴨川市条例第12号)第2条」に改め、「清掃センター所長」を削る。

第20条の見出しを「(職員の願い及び届けの提出)」に改め、同条中「すべて」を「全て」に改め、「人事担当部長」を削る。

(鴨川市職員自主研究の実施に関する要綱等の一部改正)

第6条 次に掲げる訓令の規定中「企画総務部総務課」を「総務課」に改める。

- (1) 鴨川市職員自主研究の実施に関する要綱(平成17年鴨川市訓令第23号)第10条
- (2) 鴨川市職員き章に関する規程(平成18年鴨川市訓令第3号)第5条
- (3) 鴨川市職員等の内部通報に関する要綱(平成19年鴨川市訓令第8号)第3条
- (4) 鴨川市公益通報者の保護に関する要綱(平成19年鴨川市訓令第9号)第2条第1項

(鴨川市職員所有自家用自動車の公務使用に関する規程の一部改正)

第7条 鴨川市職員所有自家用自動車の公務使用に関する規程(平成17年鴨川市訓令第31号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「鴨川市行政組織規則(平成18年鴨川市規則第20号)第5条第1項」を「鴨川市行政組織条例(平成17年鴨川市条例第12号)第2条」に改め、「清掃センター所長」を削る。

第10条第3項中「管財契約課長」を「財政課長」に改める。

(鴨川市建設工事等検査要綱の一部改正)

第8条 鴨川市建設工事等検査要綱(平成17年鴨川市訓令第36号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項及び第2項中「管財契約課長」を「財政課長」に改める。

第7条第1項第4号を次のように改める。

(4) 財政課長

第9条中「管財契約課長」を「財政課長」に改める。

第12条第1項中「管財契約課長及び企画総務部長」を「財政課長」に改め、同条第2項中「管財契約課長」を「財政課長」に改め、同条第3項中「管財契約課長及び企画総務部長」を「財政課長」に改める。

別記第1号様式、別記第2号様式及び別記第4号様式中「管財契約課長」を「財政課

長」に改める。

(鴨川市庁用自動車管理規程の一部改正)

第9条 鴨川市庁用自動車管理規程(平成17年鴨川市訓令第38号)の一部を次のように改正する。

第4条、第10条第2項及び別表中「管財契約課長」を「財政課長」に改める。

(鴨川市職員の懲戒処分の量定に関する要綱の一部改正)

第10条 鴨川市職員の懲戒処分の量定に関する要綱(平成18年鴨川市訓令第23号)の一部を次のように改正する。

第4条中「鴨川市行政組織規則(平成18年鴨川市規則第20号)第5条第1項」を「鴨川市行政組織条例(平成17年鴨川市条例第12号)第2条」に改め、「、清掃センター所長」を削る。

(鴨川市高齢者虐待防止等対策要綱等の一部改正)

第11条 次に掲げる訓令の規定中「市民福祉部福祉課」を「福祉課」に改める。

- (1) 鴨川市高齢者虐待防止等対策要綱(平成21年鴨川市訓令第10号)第10条
- (2) 鴨川市障害者虐待防止センター運営要綱(平成24年鴨川市訓令第14号)第3条第1項
- (3) 鴨川市障害者基幹相談支援センター運営要綱(平成30年鴨川市訓令第13号)第2条第2項

(鴨川市リハビリ出勤実施要綱の一部改正)

第12条 鴨川市リハビリ出勤実施要綱(平成28年鴨川市訓令第7号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「鴨川市行政組織規則(平成18年鴨川市規則第20号)第5条第1項」を「鴨川市行政組織条例(平成17年鴨川市条例第12号)第2条」に改め、「、清掃センター所長」を削る。

第11条第6項中「企画総務部総務課」を「総務課」に改める。

(鴨川市部長の職務等に関する規程の廃止)

第13条 鴨川市部長の職務等に関する規程(平成30年鴨川市訓令第12号)は、廃止する。

(鴨川市業務委託検査要綱の一部改正)

第14条 鴨川市業務委託検査要綱(令和3年鴨川市訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「管財契約課長及び企画総務部長」を「財政課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。